

## 多賀城市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成26年7月18日

多賀城市監査委員  
菅野昌治  
根本朝栄

### 1 監査の種類 定期監査

### 2 監査実施対象及び期日等

対 象		監 査 実 施		講 評	
		期 日	開始時刻	期 日	開始時刻
保健福祉部	介護福祉課	6月2日(月)	9:00	7月18日 (金)	監査委員 会議終了 後
	こども福祉課	6月3日(火)	9:00		
	国保年金課	6月4日(水)	9:00		
	健康課	6月6日(金)	9:00		
	生活再建支援室	6月9日(月)	9:00		
	社会福祉課	6月10日(火)	9:00		

### 3 監査の範囲及び方法

この監査は、平成25年度の財務事務及び事務事業の執行が、関係諸法令に基づき適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、提出された資料、帳簿類、証ひょう書類等を試査照合し、それらの適法性と効率性等を検討し、また、関係職員から説明を受けるなどの方法により実施した。

### 4 監査の結果 別紙のとおり

平成26年6月実施定期監査結果

保健福祉部

監査の結果を全般的に見ると、概ね適正であったが、職員の時間外勤務命令簿の取扱いに、一部不適切なものが見受けられた。

対 象	介護福祉課
実 施 日	平成26年6月2日（月）
1	改善を要するもので、措置状況報告を要するもの 特になし
2	改善を要するが、特に措置状況報告を要しないもの 特になし
3	監査実施時に判明した軽微な訂正を要するもの （1）出勤簿関係 押印なし 7件

対 象	こども福祉課
実施日	平成26年6月3日（火）
1	改善を要するもので、措置状況報告を要するもの 特になし
2	改善を要するが、特に措置状況報告を要しないもの 特になし
3	監査実施時に判明した軽微な訂正を要するもの （1）出勤簿関係 押印なし 3件

平成26年6月実施定期監査結果

対 象	国保年金課
実施日	平成26年6月4日（水）
1	改善を要するもので、措置状況報告を要するもの 特になし
2	改善を要するが、特に措置状況報告を要しないもの 特になし
3	監査実施時に判明した軽微な訂正を要するもの 特になし

対 象	健康課
実施日	平成26年6月6日（金）
1	改善を要するもので、措置状況報告を要するもの 特になし
2	改善を要するが、特に措置状況報告を要しないもの 特になし
3	監査実施時に判明した軽微な訂正を要するもの （1）出勤簿関係 押印なし 1件

平成26年6月実施定期監査結果

対 象	生活再建支援室
実施日	平成26年6月9日（月）
1	改善を要するもので、措置状況報告を要するもの 特になし
2	改善を要するが、特に措置状況報告を要しないもの 特になし
3	監査実施時に判明した軽微な訂正を要するもの 特になし

対 象	社会福祉課
実施日	平成26年6月10日（火）
1	改善を要するもので、措置状況報告を要するもの 特になし
2	改善を要するが、特に措置状況報告を要しないもの （1）時間外勤務命令簿関係 週休日の振替命令により週の勤務時間が38時間45分を超えるもの について、25/100での支給がされていないもの （訂正報告確認済）
3	監査実施時に判明した軽微な訂正を要するもの 特になし

《意見：保健福祉部》

個人情報を取扱う委託契約においては、個人情報の重要性を意識し、個人情報取扱特記事項に定める廃棄・返還または別途指示による処理がされているかの確認を行い、適切な管理運用をされたい。また、受託者への指導、監督も徹底されたい。